

令和8年度予算案のEBPM「児童扶養手当」

課題データ

児童扶養手当制度が創設された昭和36年当時は、父のいない児童の所得保障施策とされていたが、現代社会においても、母子家庭・父子家庭問わず、ひとり親世帯の経済状況は依然と厳しい。そういった現状を踏まえ、ひとり親世帯等に対して、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するが、その認定は「児童扶養手当法」の解釈によって、各地方自治体にて行われる。監護状態や所得等、複数の項目を確認しなければならない複雑な要件を、ひとり親世帯等が直面している個々のケースで判断しなければならず、各自治体において高度な知識と適切な判断力が求められる。認定されたケースの中には、不正受給であった場合もあり、適切な認定・手当の支給のために、いかに監護等実態を把握するかが課題となる。

事業

児童扶養手当

令和8年度当初予算案：1,532億円

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育するものに対して手当を支給。

○実施主体：都道府県・市・福祉事務所設置町村

※アウトプット、アウトカムの（）内は直近の実績値

アウトプット

児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率
2026年度 **99%**(98.9%)

短期 アウトカム

—

中期 アウトカム

—

長期 アウトカム

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図る

EBPM指標

目標

こども・若者の権利保障と
その視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の
健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成と
その実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み